

2019年（平成31年）度 三重短期大学 聴講生募集要項

聴講生として本学講義の聴講を希望する者は、選考のうえ、本科生の教育に支障のない限り聴講を許可しますから、下記により出願してください。

記

1 募集の内容

全科目の時間割の中から、都合のよい曜日・時間に合わせ、学習したい学科目を自由に選択し、聴講することができます。

ただし、科目履修生とは異なり、単位の認定はされません。

2 出願資格 平成31年3月31日までに18歳に達する者

3 選抜方法 書類審査（受講計画書の提出による）

4 出願期間等

(1) 出願期間等は、次のとおりです。

ア 前期講義および通年講義

出願期間	平成31年3月5日(火)、6日(水)、7日(木) 9:00~18:00
合格発表	平成31年3月19日(火) 14:00
入学手続期間	平成31年4月1日(月)、2日(火) 9:00~18:00

イ 後期講義

出願期間	2019年9月4日(水)、5日(木)、6日(金) 9:00~18:00
合格発表	2019年9月13日(金) 14:00
入学手続期間	2019年9月17日(火)、18日(水) 9:00~18:00

注：前期（後期）講義とは、前期（後期）に半年間行う講義をいい、
通年講義とは、1年間を通して行う講義をいいます。

(2) 後期講義の出願について

後期講義のみを希望する場合は、後期の出願期間に出願してください。

ただし、前期講義（通年講義を含む）と後期講義の双方を希望する場合、前期講義に係る選考の際に後期講義の選考も併せて行いますので、前期の出願に併せて同時に申し込むことができます。

聴講希望の後期講義の開講日時を十分ご確認のうえ、出願してください。

5 出願方法および出願書類

出願期間内に、以下の書類に入学検定料を添えて、直接、本学に提出してください。

(1) 願書：本学の指定用紙に必要事項を記入し、写真1枚を貼付してください。
写真は、出願前3か月以内に撮影した、縦4.5cm・横3.5cm、無背景、無帽、上半身、正面向きのものとしてください。

- (2) 受講計画書：受講を希望する理由(志望動機を具体的に述べ、これまで学んできたことを踏まえて、これからどのようなことを学び、それをどのように活かすのか等)を詳しく記入してください。
- (3) 受験票：本学の指定様式の太線枠内に必要事項を記入してください。

6 聴講可能科目等

履修可能な科目は、原則として本学で開講する全ての学科目とします。

ただし、聴講そのものを認めていない科目や、条件により一部制限されている科目があります。(別表に受講制限科目の一覧を掲載しています。)

また、お渡しする時間割は、現時点で決定された最新のものですが、教員の都合等により、後日、時間割が変更となる場合があります。なお、受講生の人数によって、不開講となる科目があり得ますことをご承知おきください。

7 納入金等

- (1) 入学検定料等は、次のとおりです。

	入学検定料	入 学 料	授 業 料
納入金額	5,000円	5,000円	1単位につき5,000円
納入時期	出願書類提出時	入学手続期間中	

- (2) 入学検定料の納入時期について
出願期間内に、指定の書類を添え、直接本学に納入してください。
- (3) 入学料・授業料の納入時期について
前期講義(通年講義を含む)の聴講を許可された者は、前期の手続期間内に所定の入学料等を納入してください。
また、前期出願時にあわせて後期講義の聴講を出願し、許可された場合の後期分授業料は、後期の手続期間内に納入してください。
入学手続期間内に手続を行わないと、聴講許可は効力を失います。
- (4) 前期での出願によって聴講許可を受けている場合で、新たに後期講義を追加聴講しようとするときは、あらためて出願し、選考を受けなければなりません。
ただし、後期講義の出願に係る入学検定料・入学料は免除されます。

8 その他

入学を許可された者であっても、出席が常でなく、修学の実をあげることができないと認められた者については、入学許可を取り消すことがあります。

9 問い合わせ先

〒514-0112 津市一身田中野157
三重短期大学 学生部教務学生担当
電話番号 059-232-2341

～ 聴講を許可されたら ～

1 入学手続期間

平成31年4月1日(月)もしくは2日(火)、午前9時00分から午後6時00分までの間、学生部窓口で受付を行います。この期間内に入学手続をしないと聴講できませんから、十分注意してください。

※前期講義は、4月12日(金)から開始します。

聴講許可科目の開講曜日・時間帯を確認のうえ受講してください。

2 履修申告上の注意事項

入学手続にあわせて、聴講許可を受けた学科目の履修申告を必ず行ってください。

履修申告を行わなければ、許可された学科目でも受講することはできません。

本学所定の「履修科目申告書」により履修申告を行ってください。申告書は、入学手続時にお渡しします。

(1) 前期の履修申告は、聴講許可を受けた通年講義科目と前期講義科目が対象です。

後期の履修申告は、聴講許可を受けた通年講義科目と後期講義科目が対象です。

学期ごとに申告していただきますが、後期分の申告については、後期手続期間に授業料の納入とともに行ってください。

(2) 履修申告を行う際、聴講許可を受けた科目のうちから一部を減らして申告することは可能ですが、聴講許可を受けていない科目を追加することや、許可を受けた科目との入れ替えはできません。

3 入学手続（揃える書類等）

(1) 写真1枚（縦 3.5cm × 横 3.0cm ※当方が「履修許可証」を交付する際に使用）

(2) 「履修科目申告書」（※本学所定の様式です。手続時にお渡しします。）

(3) 手続時納入金

ア 入学料 5,000 円

イ 授業料 1単位につき 5,000 円

※前期に後期講義分もあわせて聴講許可をうけた場合、授業料は、前期および通年講義の科目分を納入してください。後期科目分の授業料は、後期手続期間内に納入していただきます。

後期手続期間は、2019年9月17日(火)、18日(水)の午前9時から午後6時までです。

注：入学手続は期間内に行ってください。期間を過ぎると聴講許可は効力を失います。

講義開始後は

みなさんへの各種の伝達事項は、すべて掲示板への掲示によって行います。登下校時には必ず目を通すようにしてください。